

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：新潟県空手道連盟]

[記載日：令和7年6月28日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 団体の規約等を備え、規約を遵守し、団体としての組織運営を行っている。適切な運営が出来るよう規約の見直しは適宜行うよう努めている。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人全日本空手道連盟、日本スポーツ協会、新潟県スポーツ協会、文部科学省、地方公共団体の通達や定めるルール、条例等を遵守し運営を行っている。また、公共施設を使用して大会や講習会等を開催する場合において当該施設の使用に係る規則や、地方公共団体が定める安全管理に関する条例等に基づき実施している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 連盟規約に基づき役員等の体制を整え、団体、事業運営を行っている。	A
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 令和5年3月に「新潟空手ドリームプラン」を策定し、令和5年度から令和14年度までの連盟の目指すべき理念、目標を明確にし取り組んでおり、連盟ホームページに公表している。	A

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人日本スポーツ協会の実施する研修への参加を促している。また、公益財団法人全日本空手道連盟、日本スポーツ協会、新潟県スポーツ協会などの通達等の周知徹底を図っている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営の現場において、礼節や人間形成について指導者、競技者の役割の重要性など考える機会を与えている。必要に応じて、文書通達などでも、役員、評議員、指導者の役割、指導のありかた、道徳心を考える機会の重要性を伝えている。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 監事 2 名に加え、令和 6 年度より立会人を設けた監査を行い、適正な会計処理を行っている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 国庫補助金は受けていません。今後交付される見通しとなればそれに対応すべく法令、ガイドラインは遵守いたします。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 監事 2 名の定期監査をはじめ、中間報告として事業の進捗状況や会計執行状況などを理事会で報告するなど運営体制の現状を共有するなど取り組んでいる。また、令和 6 年度監査より監事 2 名に加え、立会人を設けている。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役員改正、規約の改廃、事業報告、事業計画、予算、決算をはじめとした組織運営は規約に基づき評議員会の議題として報告している。また「新潟空手ドリームプラン」は会員他、公益財団法人全日本空手道連盟をはじめ県スポーツ協会、県内の市町村、スポーツ協会へ配布、また連盟ホームページにて開示している。	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 役員、評議員には定期的な理事会や評議員会の他、随時メール等を使い組織運営に関わる情報や連絡事項などを通達、開示している。今後さらにホームページは有効に活用したい。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現状はありません。今後、必要と考える規定があれば公表して行きたい。	